

令和6年度

治山・林道事業
設計積算資料閲覧集

[令和6年6月版]

京都府農林水産部

森の保全推進課

1 積算基準

下記図書を本府の積算基準と定め適用する。

①令和5年版 治山林道必携（積算・施工編）

【発行元：一般社団法人日本治山治水協会／日本林道協会】

(1) 「令和5年度 治山林道必携（積算・施工編）」（上巻P.22~24※1）に記載の共通仮設費の対象額及び率については、下記のとおり読み替える。

※1 上巻P.22~24：森林整備保全事業設計積算要領

第6-1-(2)-ア-(イ)-(b)・(c)

【改正前】

(b) 対象額

i 対象額は、次表により積算するものとする。

表6-2 間接工事費等項目別対照表（○：対象とする ×：対象としない）

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
項目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)8参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費		×	×	×

(注) 1～7 (略)
(新設)

表6-3 (略)

ii (略)

(c) 共通仮設費率

共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。

表6-5 工種区分別共通仮設費率標準値表

第1表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C橋工事		27.04	1636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

第2表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

【改正後】

(b) 対象額

i 対象額は、次表により積算するものとする。

表6-2 間接工事費等項目別対照表 (○：対象とする ×：対象としない)

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費 + 共通仮設費 = 純工事費	純工事費 + 現場管理費 = 工事原価
項目	対象額	対象額		
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)8参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金		×	×	×

(注) 1～7 (略)

8. ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金について見積により積算する場合は、間接工事費等に相当する部分を分離して見積することが困難なことから、間接工事費等を積算する際に、共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の対象額から除外するものとする。

9 (略)

表6-3 (略)

ii (略)

- (c) 共通仮設費率
 共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。
 表6-5 工種区分別共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
PC橋工事		27.04	1636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

第2表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注) 1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
適用区分		A	b	
工種区分				
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

第5表

対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	
	下記の率を第1表の率に加算する。 (%)	(注) 2の算定式により算定された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
適用区分		A'	b'
工種区分			
治山・地すべり防止工事	1.56	302.9	-0.0191
道路工事	2.96	75.5	-0.0407

(注) 1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法a共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$kr = (A + A') \cdot P^{b+b'}$$

ただし、A'・b' : 変数 (第5表)

3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率(kr)は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。なお、詳細を別に定めるものとする。

工事区分	対象額(円)の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超	5,280,000/対象額(円)×100
	60,205,000円以下	
道路工事	56,000,000円超	6,496,000/対象額(円)×100
	63,748,000円以下	

4. (略)

(2) 「令和5年度 治山林道必携（積算・施工編）」（上巻P.49※2）に記載の現場管理費率については、下記のとおり読み替える。

※2 上巻P.49：森林整備保全事業設計積算要領

第6-1-(2)-イ-イ

【改正前】

第1表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
治山・地すべり工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
森林整備		42.63	387.3	-0.1400	21.28
道路工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28

第2表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69

(注)1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$J_o = A \times N_p^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、J_o：現場管理費率(%)

N_p：純工事費(円)

A、b：変数値

2・3 (略)

【改正後】

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事		46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備		43.09	347.3	-0.1324	22.34
道路工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29

第4表

工種区分	純工事費 適用区分	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52

(注) 1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、Jo : 現場管理費率(%)

Np : 純工事費(円)

A、b : 変数

2・3 (略)

②令和5年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）

【発行元：一般社団法人日本治山治水協会／日本林道協会】

「令和5年度 治山林道必携（調査・測量・設計編）」（P.34※3）に記載
 の地質業務調査の積算方法については、下記のとおり読み替える。

※3 P34.：積算要領 第2部 地質調査業務
 第1章－1－4－（3）

【改正前】

表1-1 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	<u>59.9%</u>	<u>285.3</u>	<u>-0.113</u>	<u>40.8%</u>

(注) (略)

【改正後】

表1-1 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	<u>82.5%</u>	<u>290.2</u>	<u>-0.091</u>	<u>60.6%</u>

(注) (略)

- ③令和3年版 森林土木木製構造物施工マニュアル
【発行元：一般社団法人日本治山治水協会／日本林道協会】
- ④令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）
【発行元：一般財団法人建設物価調査会】
- ⑤令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）
【発行元：一般財団法人建設物価調査会】
- ⑥令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
【発行元：一般財団法人建設物価調査会】
- ⑦令和5年度版 国土交通省機械設備工事積算基準
【発行元：一般財団法人建設物価調査会】
- ⑧設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）
令和5年度版 【発行元：一般財団法人経済調査会】
- ⑨土木工事標準積算参考資料 令和5年度 【発行元：京都府】
- ⑩公園緑地工事標準積算基準書 令和5年度 【発行元：京都府】
- ⑪京都府治山林道事業に係る調査・測量・設計等積算基準
（平成31年3月19日改正） 【発行元：京都府】

2 単価資料

下記図書を本府の単価資料と定め適用する。

- ①令和6年度森林整備事業単価表（林道事業・治山事業適用単価表）
【発行元：京都府】
- ②土木工事単価資料 令和6年度 【発行元：京都府】

3 適用年月日

令和6年5月31日以降積算するものから適用する。